

第3章 都市の整備に関する方針（現行「飯田市土地利用基本方針」25ページ）

第1節 市全域に対する土地利用の方針

1．都市計画区域及び準都市計画区域に関する方針

（新旧対照表）

変更前	変更後
1．都市計画区域及び準都市計画区域に関する方針 都市計画区域は、昭和9年に区域を指定して以来、市町村の合併や都市計画法の改正、また土地利用の状況に応じて見直しがされてきました。平成5年に最終決定され、現在は主に竜西地域（山本・三穂地区を除く）に指定されています。 準都市計画区域は、平成12年の都市計画法改正により制度が創設され、平成18年の法改正により農業振興地域内の農用地区域（以下、「農振農用地区域」という。）を含めた指定が可能となり、都市計画区域の周囲など開発が想定される区域を一体的に指定できるようになりました。<u>飯田市では、指定されていません。</u>	1．都市計画区域及び準都市計画区域に関する方針 都市計画区域は、昭和9年に区域を指定して以来、市町村の合併や都市計画法の改正、また土地利用の状況に応じて見直しがされてきました。平成5年に最終決定され、現在は主に竜西地域（山本・三穂地区を除く）に指定されています。 準都市計画区域は、平成12年の都市計画法改正により制度が創設され、平成18年の法改正により農業振興地域内の農用地区域（以下、「農振農用地区域」という。）を含めた指定が可能となり、都市計画区域の周囲など開発が想定される区域を一体的に指定できるようになりました。<u>（左欄下線部削除。）</u>
1．都市計画区域及び準都市計画区域に関する方針 （2）具体的な内容 ○都市計画区域の編入 ・山本地区については、国道153号沿線においては既に都市的土地利用が展開され、また、三遠南信自動車道の（仮称）<u>飯田南インターチェンジ</u>の設置や付随するアクセス道路が整備されることから、都市的土地利用が更に進展することが予測されます。地域の意向を踏まえ、自然的又は農業的土地利用との調整を図りつつ、<u>必要性の高い区域に限り都市計画区域への編入を検討します。</u> （中略） ○準都市計画区域の指定 ・都市計画区域外で一定の開発動向がある又は開発が見込まれる区域については、森林地域（保安林等）等との調整を図り、必要に応じて準都市計画区域の指定を行い保全します。	1．都市計画区域及び準都市計画区域に関する方針 （2）具体的な内容 ○都市計画区域の編入 ・山本地区については、国道153号沿線においては既に都市的土地利用が展開され、また、三遠南信自動車道の<u>飯田山本インターチェンジ</u>の設置や付随するアクセス道路が整備されることから、都市的土地利用が更に進展することが予測されます。地域の意向を踏まえ、自然的又は農業的土地利用との調整を図りつつ、<u>山本地区の一部の区域を都市計画区域へ編入をします。また、伊賀良地区の一部についても、都市計画区域となる山本地区の一部と現在の都市計画区域に挟まれた区域を都市計画区域に編入します。</u> （中略） ○準都市計画区域の指定 ・都市計画区域外で一定の開発動向がある又は開発が見込まれる区域については、森林地域（保安林等）等との調整を図り、必要に応じて準都市計画区域の指定を行い保全します。 ・<u>大平地区は、豊かな自然環境と歴史的な建造物が保全されており、市民の憩いの場として活用されています。また、飯田市の貴重な水源地にもなっています。大平地区の自然的、歴史的な資源を保全するため、準都市計画区域を指定します。</u>

この変更に関し市が実施した手続き等は次のとおりです。

山本地区及び伊賀良地区の一部を都市計画区域に編入

- 平成19年9月 パブリックコメントの実施（9月15日～10月15日）
- 平成19年10月 地域協議会へ意見聴取（伊賀良・山本）
- 平成19年11月 土地利用計画審議会・都市計画審議会において説明
- 平成19年12月 土地利用計画審議会・都市計画審議会へ諮問・答申（12月14日）

大平地区を準都市計画区域に指定

- 平成19年10～11月 地域協議会へ意見聴取（羽場・伊賀良）
- 平成19年11月 パブリックコメントの実施（11月1日～12月1日）
- 平成19年11月 土地利用計画審議会・都市計画審議会において説明
- 平成19年12月 土地利用計画審議会・都市計画審議会へ諮問・答申（12月14日）

なお、都市計画区域、準都市計画区域は県が指定するものですが、長野県では、これまでに案の縦覧、公聴会の開催等を実施しています。